

地方財政について

— 落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現に向けて —

平成29年11月16日
野田議員提出資料

地方財政について

- 我が国が直面する最大の危機である少子化・人口減少への対応、さらには、持続可能な社会保障制度、個性と活力ある地域経済を実現していくためには、住民の主体的参加・「支え合い」を通じた地方の努力がこれまで以上に重要な時代になっている。
- このため、地方の行財政運営をさらに効果的・効率的なものとしていくとともに、地方のやる気・意欲を高める方向性を堅持すること、安定的な税財政基盤を確保していくことが不可欠。
- 具体的には、以下の項目について、次ページ以降に記載。

1. 暮らしやすく働きやすい社会の実現 ～ 地域経済の再生へ (P2)

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 (P3,4)

1. 暮らしやすく働きやすい社会の実現 ～地域経済の再生へ

- 出生数の大幅な減少、東京圏への人口集中などにより、地方はいち早く少子化・人口減少の危機に直面。
- 日本は既に成熟国家。これまでの蓄積、知恵、様々な新技術などの地域の資源を最大限活用し、「支え合い」を大切にしながら、日本の力を最大限発揮し、地域経済の再生につなげていく。

地域の資源を「賢く」活用

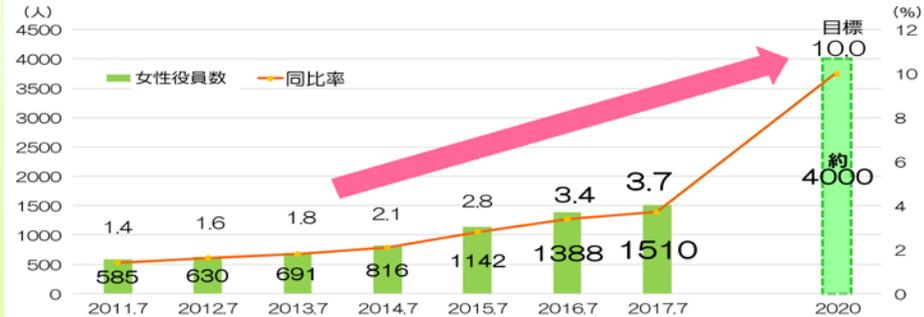
- 「ローカル10,000プロジェクト」「マイナンバーカードを活用した地域消費拡大プロジェクト」などにより、地域資源を活用した投資を促し、地域経済の好循環を実現。
- 「シェアリングエコノミー」など「共助」のしくみにより、地域課題を解決し、地域を活性化。
- 全国24,000の郵便局ネットワークを活用し、郵便・貯金・保険の他にも、より地域に密着した存在に。
- 「ふるさと起業家支援プロジェクト」「ふるさと移住交流促進プロジェクト」など、ふるさと納税の資金を有効に活用し、地域に「人」を呼び込む地方団体の取組を積極的に後押し。

女性や障害者をはじめ、すべての方々が力を発揮できる「暮らしやすく働きやすい社会」の実現

- 「テレワーク」の活用による「働き方改革」により、生産性とワークライフバランスの満足度を向上。
- 公共施設等の「ユニバーサルデザイン化」の推進により、全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築。
- 「指導的立場に就く女性割合の向上」など、意思決定過程への女性の参画を推進。

<役員・管理職への女性の積極的登用>

- 2007～2011年までの4年間で0.2ポイント増加と、ほぼ横ばいで推移
- 総理から経済界への要請を挟む2012～2017年は、5年間で約2.4倍に増加と、取組が加速
- また2017年7月には、女性役員数が1,500人超となった（昨年比122人増）



地域における「IoTの活用などによる未来づくり」

- 医療、教育、観光、農林水産業、地場産業などにおけるIoT実装を通じた地域の変革を総合的に支援。
- 情報通信審議会で、IoT・AI・ロボットなど新時代の未来づくりに向けた政策等を検討。

<ふるさと起業家支援プロジェクト(ふるさと納税のさらなる活用)>



2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ①

<(1) 地方行政サービス改革の推進>

公共施設の適正管理等の推進

- 公共施設等総合管理計画は、既にほぼ全団体が策定。
(計画策定済み団体(H29.9.30現在): 1,777(99.4%))
- 同計画に基づき、公共施設等の**老朽化対策等**に取り組む**地方団体への地方財政措置を拡充**。

公営企業の経営改革の推進

- 人口減少や施設の老朽化等を見据えた**経営戦略の策定の要請**などにより、**広域化等の公営企業の経営改革を推進**。

〔経営戦略策定済み事業の割合〕

3.8%(H28.3.31) → 44.2%(H29.3.31) 目標 100%(H32)

民間委託、クラウド化等の業務改革の推進

- 窓口業務の民間委託のための**標準委託仕様書を年度内に完成**させ、平成30年度から全国展開。

〔窓口業務の民間委託実施団体〕

275(H28.4.1) → 301(H29.4.1) 目標 416(H32)

- 窓口業務に地方独立行政法人を活用できるよう、法律を改正。
(H30.4.1施行)
- **全団体にクラウド導入等計画の本年度内の策定を要請**し、更にクラウド化を推進。(クラウド導入市区町村(H29.4.1現在): 948)

<(2) 地方の安定的な税財政基盤の確保>

一般財源総額の確保

- 地方団体が自らの課題に自主的・主体的に取り組みつつ、安定的に財政運営を行えるよう、地方が自由に使える**一般財源総額を確保**。
- 地方交付税について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、**総額を適切に確保**。

偏在性が小さく、安定的な地方税体系の構築

- 市町村主体の森林整備財源の確保のため、**森林環境税(仮称)の創設を検討**。
- **地方消費税の清算基準について**、税収帰属の適正化の観点から、**抜本的な方策を検討**。
- 消費税(国・地方)率引上げと併せて、地方法人課税の偏在是正(法人住民税の交付税原資化)を実施。(法改正済み)
- ※ 税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を更に推進。

全世代型社会保障への対応

- 地方が全世代型社会保障への改革に適切に対応するためには、**地方の理解を得ながら制度設計を進めるとともに、財源を確保**することが必要。

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3) 基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度－H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特例措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係税等の変動	0.5	0.3
人口減少による税収減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

○ 現在の基金残高の水準(残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから
平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、**基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。**
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる**地方税財源の安定化が望ましい。**
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、**偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。**
 - ◆ 交付団体においても、**老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。**
- **地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。**

参 考 资 料

<全般的事項>

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

<1. 平成30年度予算編成に向けて>

(歳出特別枠について)

- 地方財政計画における歳出特別枠(H29年度 0.2兆円)については、「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方財政対策に向けて検討。

(まち・ひと・しごと創生事業費及び重点課題対応分について)

- 地方財政計画上、まち・ひと・しごと創生事業費として確保された財源は、地方交付税の算定において、社会福祉費等の具体の算定項目とは別に、これらに上乗せする形で分野横断的に算定。さらに、地方交付税は用途に制限のない一般財源であることから、各地方団体の決算において、まち・ひと・しごと創生事業費の分だけを取り出して成果を把握することはできない。(※重点課題対応分についても同様。)
- 基本方針2017に沿って、まち・ひと・しごと創生事業費については、地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」における「取組の成果」に応じた算定へのシフト等を進めるとともに、重点課題対応分に関連する諸施策については、関係府省と連携しながら取組の成果の把握・検証を実施。

民間議員からの提言に関する考え方②

(トップランナー方式について)

- トップランナー方式については、引き続き、現在の「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って、適切に対応。
- 地方交付税は、地方交付税法に基づいて、標準的な経費により算定することとされており、こうした法律上の枠組みがある中で、トップランナー方式を18業務に導入し、段階的に算定に反映。
- 窓口業務については、現在、民間委託の実施率が17.3%であり、総務省として民間委託等を行うための環境整備(3ページ「民間委託、クラウド化等の業務改革の推進」参照)に取り組んでいる段階であることから、今後の民間委託の進捗状況等を踏まえて引き続き導入を検討。
- トップランナー方式による経費の減については、これまで、地域課題に対応するための地方単独事業に要する経費の増などに充当。地方団体の行財政改革により生み出された財源は、その改革意欲を損ねることのないよう、還元することが必要であり、今後もこうした考え方に沿って対応。

(基金について)

- (資料5-2 図表5. について、)臨時財政対策債は地方交付税の不足を補うために発行されるものであり、多くの場合、地方団体は年度当初から地方交付税と併せて予算に計上し、所与の歳入として財政運営を行っている(年度途中から順次発行している団体も多い)ことに留意。

(地方単独事業について)

- 地方単独事業(ソフト)について、地方団体間の重複部分を控除した決算額(純計額)を平成28年度決算から把握・公表(11月末を予定)。
- 平成30年度において、決算情報の詳細な把握・分析と「見える化」を推進するための委託調査を実施予定(予算要求)。

< 2. 2020年代を見据えた強靱な地方行財政制度への転換 >

(国と地方の間の財政移転について)

- 国と地方の間の財政移転については、国の赤字を地方に付け替えても、国・地方を合わせたトータルのPBの赤字は変わらないものであり、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むなど、国と地方が信頼関係を持って努力することが重要。

(自治体の成果を反映した支援の仕組みについて)

- 地方交付税は、地方交付税法に基づき、標準的な行政サービスを提供するために必要な経費を、客観的な指標を用いて機械的に算定。現在も、地方交付税制度の中で対応可能な取組として、地方団体の財政需要を的確に算定する観点から、行革努力や地方創生の取組の成果を反映した算定を行っている。各行政分野において、具体的にどのような指標を用いて算定を行うことが適切かについては、所管省庁や地方の意見などを踏まえて検討していくことが必要。
- トップランナー方式の拡大については、「1. (トップランナー方式について)」のとおり。

(地財計画と歳出決算の比較について)

- 地方財政計画と決算の比較については、比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表してきている。
- 地方単独事業の決算の「見える化」については、「1. (地方単独事業について)」のとおり。

(地方財政計画における精算について)

- 地方財政計画は、地方交付税法第7条に基づき、地方税、国庫支出金などの歳入歳出項目について、翌年度の額を見込んでいるものであり、決算額に基づき後年度に精算を行う制度とはされていない。なお、地方税収については、決算額と地方財政計画の過大・過小は、中長期的には概ね見合っている状況。

(基準財政需要額の算定方法について)

- 基準財政需要額の算定においては、人口規模が小さくなるほど人口一人当たり経費が大きくなる実態を反映するため補正措置を講じているほか、人口が急減する地方団体については、人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえ、人口急減補正を適用するなど、適切に算定。